

平成30年8月9日
世田谷総合支所
北沢総合支所
玉川総合支所
砧総合支所
烏山総合支所

世田谷区立区民センター指定管理者の選定結果について

(付議の要旨)

世田谷区立区民センターの指定管理者の候補者について、適格性審査を実施し、指定管理者の候補者として選定したので、報告する。

1 主旨

世田谷区立区民センター条例(以下「条例」という。)第19条第3項に基づき、区立区民センターの指定管理者の候補者について、適格性審査を実施し、平成31年4月からの指定管理者の候補者として選定した。

今後は、当該候補者を指定管理者として指定するための議案を平成30年第3回区議会定例会に提出する。

2 施設名称及び指定管理者の候補者名等

施設名	所在地	指定管理者の候補者名
世田谷区立太子堂区民センター	世田谷区太子堂一丁目14番20号	太子堂区民センター運営協議会
世田谷区立弦巻区民センター	世田谷区弦巻一丁目26番11号	弦巻区民センター運営協議会
世田谷区立宮坂区民センター	世田谷区宮坂一丁目24番6号	宮坂区民センター運営協議会
世田谷区立桜丘区民センター	世田谷区桜丘五丁目14番1号	桜丘区民センター運営協議会
世田谷区立代田区民センター	世田谷区代田六丁目34番13号	代田区民センター運営協議会
世田谷区立奥沢区民センター	世田谷区奥沢三丁目47番8-201号	奥沢区民センター運営協議会
世田谷区立玉川台区民センター	世田谷区玉川台一丁目6番15号	玉川台区民センター運営協議会
世田谷区立深沢区民センター	世田谷区深沢四丁目33番11号	深沢区民センター運営協議会
世田谷区立鎌田区民センター	世田谷区鎌田三丁目35番1号	鎌田区民センター運営協議会
世田谷区立上北沢区民センター	世田谷区上北沢三丁目8番9号	上北沢区民センター運営協議会
世田谷区立粕谷区民センター	世田谷区粕谷四丁目13番6号	粕谷区民センター運営協議会
世田谷区立烏山区民センター	世田谷区南烏山六丁目2番19号	烏山区民センター運営協議会

3 指定期間

5年間(平成31年(2019年)4月1日～平成36年(2024年)3月31日)

4 選定方法等

(1) 選定方法

世田谷区立区民センターの指定管理者の候補者選定方法については、条例第19条第1項に定める「特別の事情」があると認められる場合、公募によらず指定管理者を選定することができる。

世田谷区立区民センターは、地域住民のコミュニティ形成を促進し、区民の福祉を増進することを目的に設立された施設である。本件は、指定管理者制度運用に係る指針の第6の1「特別の事情(2)区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」に該当する。このため、条例施行規則及び指定管理者選定委員会設置要綱に基づき設置された世田谷区立区民集会施設等指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で、公募によらず適格性の審査によって候補者の選定を行うこととした。

審査にあたっては、事前に選定委員会各委員に事業計画書等各関係書類を送付して内容の確認や採点を依頼し、選定委員会において事業計画書等を審査して指定管理者候補者を選定した。

(2) 選定委員会開催状況

平成30年3月27日 平成29年度 第5回選定委員会(選定方法の審議)
平成30年4月24日 平成30年度 第2回選定委員会(審査方法等の審議)
平成30年6月29日 平成30年度 第3回選定委員会(審査方法等の審議)
平成30年7月6日 平成30年度 第4回選定委員会(指定管理者適格性審査)

(3) 選定委員会の構成

平成29年度

氏名	役職・所属等
境 新一	成城大学教授
川邊 洋二	東京税理士会北沢支部
塩田 尚人	健康文化研究所代表
細越 淳二	国土館大学教授
矢島 嗣久	北沢地域町会連合会副会長
本橋 安行	地域行政部長
男鹿 芳則	北沢総合支所長

平成30年度

氏名	役職・所属等
境 新一	成城大学教授
綾野 康子	東京税理士会世田谷支部
塩田 尚人	健康文化研究所代表
細越 淳二	国土館大学教授
水野 貞	烏山地域町会自治会連合会会長 (任期:平成30年4月11日～平成30年4月20日)
宮崎 春代	砧地域町会・自治会連合会会長 (任期:平成30年(2018年)4月23日～平成32年(2020年)3月31日)
志賀 毅一	地域行政部長
岩元 浩一	玉川総合支所長

「 」は委員長

5 選定結果

条例の審査基準に基づき、選定委員会で申請者から提出された事業計画書等の審査の結果を総合的に評価した結果、本施設について適格と評価し、次期指定管理者の候補者として選定した。なお、選定結果は別紙1のとおりである。

6 選定理由

世田谷区立区民センターの運営にあたっては、条例第18条により、地域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体に区民センターの管理を行わせることができる、と定めている。

各区民センターにおける運営協議会は、平成18年度から28年度まで指定管理者として地域コミュニティの形成を促進するため効率的、かつ効果的な業務を遂行してきた。

平成29年度は、「世田谷区立区民センター連絡協議会」において区民センターのあり方等について検討したところ、「区民センターの設置目的を踏まえ、地域の特性を活かした区民主体の自主的な活動を担ってきた運営協議会が、指定管理者として区民センター事業を運営することが適している。」という結果となった。

これらの点を踏まえ、選定委員会において現在の管理者である各区民センター運営協議会から事業計画書等の提出を受け、総合的に審査を行った。

その結果、各委員の採点の合計はいずれも合格基準点を超え、各区民センター運営協議会は区民センターの設置目的に合致し、地域住民のコミュニティ形成に大きな成果をあげているので、指定管理者としての適格性があると評価された。

7 今後のスケジュール

平成30年9月	区民生活常任委員会報告（選定結果）
	第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成31年4月1日	次期指定管理者による管理運営開始

選定結果

1 施設名称 世田谷区立太子堂区民センターほか 1 1 施設

2 申請団体 太子堂区民センター運営協議会ほか 1 1 団体

3 選定結果

審査項目	配点	得点											
		太子堂	弦巻	宮取	桜丘	代田	奥沢	玉川台	深沢	鎌田	上北沢	粕谷	烏山
1 団体の目的 地域コミュニティの形成	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)	35 (35)
2 団体の構成等 地域住民による組織 地域住民の団体への参加 役員の選出	105 (35) (35) (35)	105 (35) (35) (35)	105 (35) (35) (35)	103 (33) (35) (35)	103 (33) (35) (35)	85 (29) (21) (35)	103 (33) (35) (35)	105 (35) (35) (35)	103 (33) (35) (35)	89 (33) (21) (35)	101 (31) (35) (35)	103 (33) (35) (35)	103 (33) (35) (35)
3 団体の組織運営 総会等の開催 責任体制・役割分担 法令・社会規範の遵守	105 (35) (35) (35)	103 (35) (33) (35)	103 (35) (33) (35)	103 (35) (33) (35)	103 (35) (33) (35)	103 (35) (33) (35)	103 (35) (33) (35)	103 (35) (33) (35)	103 (35) (33) (35)	103 (35) (33) (35)	103 (35) (33) (35)	103 (35) (33) (35)	103 (35) (33) (35)
4 団体の事業運営 事業実績 計画(地域コミュニティ形成・活性化) 計画(利用者の要望の反映) 危機管理・利用者対応 公平性	350 (70) (70) (70) (70)	304 (70) (70) (43) (53) (68)	303 (70) (70) (42) (53) (68)	303 (70) (70) (42) (53) (68)	328 (70) (70) (67) (53) (68)	327 (70) (70) (64) (53) (70)	324 (70) (70) (48) (68) (68)	305 (70) (70) (44) (53) (68)	303 (70) (70) (42) (53) (68)	313 (70) (70) (52) (53) (68)	313 (70) (70) (52) (53) (68)	314 (70) (70) (53) (53) (68)	315 (70) (70) (54) (53) (68)
5 情報等の管理 文書・個人情報等の管理	70 (70)	65 (65)	65 (65)	65 (65)	65 (65)	60 (60)	70 (70)	60 (60)	65 (65)	40 (40)	35 (35)	35 (35)	35 (35)
6 団体の財務運営 予算執行 会計監査 予算計画	105 (35) (35) (35)	92 (35) (22) (35)	91 (35) (21) (35)	92 (35) (22) (35)	92 (35) (22) (35)	92 (35) (22) (35)	92 (35) (22) (35)	92 (35) (22) (35)	92 (35) (22) (35)	91 (35) (21) (35)	91 (35) (21) (35)	92 (35) (22) (35)	92 (35) (22) (35)
合計	770	704	702	701	726	702	727	700	701	671	678	682	683
合格基準点：560点													

会議録要旨

会議名	平成 29 年度 第 5 回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	玉川総合支所地域振興課
開催日時	平成 30 年 3 月 27 日 (火) 9 時 30 分開始
開催場所	世田谷産業プラザ小会議室
出席者	境委員長、塩田委員、細越委員、矢島委員、川邊委員、本橋委員、男鹿委員
確認事項・ 主な意見等	<p>< 議題 (区民センター) > 「世田谷区立区民センターの指定管理者の候補者選定方法について」</p> <p>指定管理者の選定方法について、以下のように事務局から説明し、公募によらず適格性審査を実施し選定することが承認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世田谷区立区民センター条例第 19 条第 1 項に定める「特別の事情」の規定に基づき、公募によらず適格性審査を実施して指定管理者の候補者を選定する。 ・各区民センターは、地域住民のコミュニティ形成を促進し、区民の福祉を増進するために設立された施設である。その運営にあたっては、条例第 18 条により、地域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体に区民センターの管理を行わせることができる、と定めている。 ・各区民センターにおける運営協議会は、平成 18 年度から 28 年度まで指定管理者として地域コミュニティの形成を促進するため効率的、かつ効果的な業務を遂行してきた。また、平成 29 年度は、区民センターの運営のあり方等について検討し、「区民センターの設置目的を踏まえ、地域の特性を活かした区民主体の自主的な活動を担ってきた運営協議会が、指定管理者として区民センター事業を運営することが適している」という結果となった。 ・指定管理者制度運用に係る指針、第 6 の 1 の「(2)区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合」とあり、これが本件の「特別の事情」に該当する。
その他	

会議録要旨

会議名	平成30年度 第2回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	玉川総合支所地域振興課
開催日時	平成30年4月24日(火) 16時開始
開催場所	砧総合支所3階ミーティングルームA/B
出席者	境委員長、塩田委員、細越委員、綾野委員、志賀委員、岩元委員
確認事項・ 主な意見等	<p><議題(区民センター、烏山区民会館)> 区民センター、烏山区民会館 指定管理者選定の審査基準・審査方法等について</p> <p>区民センター及び烏山区民会館の指定管理者を非公募で選定するにあたって、以下の視点で審査する案を事務局から説明。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体の目的(5点) 地域コミュニティの形成 2 団体の構成等(15点) 地域住民による組織 地域住民の団体への参加 役員の選出 3 団体の組織運営(10点) 総会等の開催 責任体制・役割分担 4 団体の事業運営(50点) 事業実績 地域コミュニティ形成への貢献度 利用者対応 事業計画 公平性 5 個人情報の管理(5点) 個人情報の管理 6 団体の財務運営(15点) 予算執行 会計監査 予算計画 <p>合格基準点：合計点数80点(100点満点)以上</p> <p>各委員から、審査基準案について以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画を立てる際には、利用人数など利用状況等についての数値目標が必要。 ・利用者対応では、外国人対応についても視点に入れるべき。 ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント防止の視点も必要。 ・個人情報の保護だけでなく、文書管理や情報セキュリティーの視点を加えるべき <p>各委員からの意見をふまえ、審査基準案を修正して再提示する旨、事務局から説明。</p>
その他	

会議録要旨

会議名	平成30年度 第3回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	玉川総合支所地域振興課
開催日時	平成30年6月29日(金) 14時開始
開催場所	砧総合支所3階災害対策室
出席者	境委員長、塩田委員、細越委員、綾野委員、宮崎委員、志賀委員、岩元委員
確認事項・ 主な意見等	<p>< 議題 (区民センター・烏山区民会館) > 区民センター、烏山区民会館 指定管理者選定の審査基準・審査方法等について</p> <p>第2回選定委員会での各委員からの意見をふまえ、区民センター及び烏山区民会館の指定管理者選定の審査基準・審査方法等の修正案について事務局から説明し、以下のとおり選定委員会で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体の目的 (35点) 地域コミュニティの形成 2 団体の構成等 (105点) 地域住民による組織 地域住民の団体への参加 役員の選出 3 団体の組織運営 (105点) 総会等の開催 責任体制・役割分担 法令・社会規範の遵守 4 団体の事業運営 (350点) 事業実績 計画 (地域コミュニティ形成・活性化) 計画 (利用者の要望の反映) 危機管理・利用者対応 公平性 5 情報等の管理 (70点) 文書・個人情報等の管理 6 団体の財務運営 (105点) 予算執行 会計監査 予算計画 <p>合格基準点: 合計点数 80点 × 7委員 = 560点 (110点 × 7委員 = 770点満点)</p>
その他	

会議録要旨

会議名	平成30年度 第4回世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会
担当部署	玉川総合支所地域振興課
開催日時	平成30年7月6日(金) 17時開始
開催場所	砧総合支所4階区民集会所第2・3会議室
出席者	境委員長、塩田委員、細越委員、綾野委員、宮崎委員、志賀委員、岩元委員
確認事項・ 主な意見等	<p>< 議題 (区民センター・烏山区民会館) > 区民センター、烏山区民会館 非公募の指定管理者の適格性審査について</p> <p>区民センター及び烏山区民会館の非公募の指定管理者の適格性審査の結果、各区民センター運営協議会(12団体)が指定管理者候補者として選定された。</p> <p>各委員からは、審査にあたって以下のとおりの意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精緻な評価をするため、各審査項目の採点基準をもっと細分化したほうがよい。 ・危機管理・利用者対応、情報等の管理等の項目について、指定申請書類だけでは採点が難しい。 ・団体の財務運営について、審査の視点として「外部監査の実施」が挙げられているが、現実的でないのではないか。 ・指定申請書類の事業計画書には、目標設定についての項目があったほうがよい。 <p>委員長から、今後の選定委員会に向けて、審査資料についてより精緻な情報の提供ができるようにする等、各委員の意見をふまえて改善していくよう事務局に提案あり。</p>
その他	